

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の概要

趣旨

砂糖の政策支援手法の見直し、でん粉に係る価格調整制度の創設等の改正を内容とする砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第八十九号。以下「一部改正法」という。）が第164回国会で成立したことに伴い、砂糖の価格調整に関する法律施行令（昭和40年政令第282号。以下「糖調法施行令」という。）について、新たに価格調整の指標となる砂糖調整基準価格及びでん粉調整基準価格を算定する際の換算方法、その他今般新たに価格調整の対象となるでん粉について砂糖と同様の規定を措置するとともに、一部改正法において甘味資源作物特別措置法及び農産物価格安定法が廃止されることに伴い、同法の施行令を廃止する等の所要の改正を行う。

概要

1 砂糖の価格調整に関する法律施行令の一部改正（第1条関係）

題名の改正

題名を「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令」に改める。

価格調整の対象となるでん粉原料用輸入農産物及び輸入に係るでん粉の範囲（糖調法施行令第1条及び第36条関係）

価格調整の対象となるでん粉原料用輸入農産物及び輸入に係るでん粉の範囲を、

ア コーンスターチの製造に使用するものとして関税割当てを受けて輸入されるとうもろこし

イ でん粉糖の製造等に使用するものとして関税割当てを受けて輸入されるでん粉

とする。

砂糖調整基準価格及びでん粉調整基準価格の算出に係る規定の整備（糖調法施行令第2条及び第35条関係）

ア 砂糖調整基準価格及びでん粉調整基準価格の算出に当たって必要となる改正後の砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第三条第二項又は第二六条第二項の規定により政令で定めるところにより定める額は、それぞれの甘味資源作物又はでん粉原料用いもが特に効率的に生産されている場合の生産費の額に国内産糖又は国内産いもでん粉が特に効率的に製造されている場合の製造に要する費用の額を加えて得た額とする。ただし、粗糖又はでん粉の国際価格がその通常の変動の下限を下回って低落したときは、その加えて得た額から、下限の額と当該国際価格との差額を考慮して農林水産大臣が定める額

を控除して得た額とする旨規定する。

イ 砂糖調整基準価格及びでん粉調整基準価格の算出に係る換算は、それぞれの砂糖及びでん粉の種類について、輸入価格ベースに換算した上でそれぞれ加重平均して定める旨規定する。

甘味資源作物交付金等の交付金の交付に係る規定の整備（糖調法施行令第25条から第29条まで及び第45条から第49条まで関係）

甘味資源作物交付金等の交付金の交付については、対象甘味資源作物生産者等の申請に基づいてする旨を定めるとともに、国内産糖の単価の算定に当たり控除する額の算出方法等を定める。

輸入に係る指定でん粉等の機構への義務売渡しに係る規定の整備（糖調法施行令第37条）

指定でん粉等の独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）に対する売渡しの申込みは、指定でん粉等の用途以外の用途に供される場合、指定でん粉等を主要な原料として製造される製品を輸出する場合等については、機構の売買契約が解除される旨の条件を付してしなければならない旨規定する。

輸入に係るでん粉等の平均輸入価格の算定に係る規定の整備（糖調法施行令第39条及び第40条並びに付録第二及び付録第三関係）

輸入に係るでん粉等の平均輸入価格については、その適用期間を毎年の各四半期ごととする旨を定めるとともに、その算定は、海外におけるでん粉の主要生産地域におけるでん粉の市価と、シカゴ商品取引所におけるとうもろこしの先物価格をでん粉相当に換算したものとを加重平均して行うこと等を定める。

輸入に係る指定でん粉等の買入れの価格及び売戻しの価格に係る規定の整備（糖調法施行令第41条、第43条及び第44条関係）

機構が買入れる指定でん粉等がでん粉原料用輸入農産物である場合における、平均輸入価格の換算方法を定めるとともに、これらを売戻す際の、でん粉調整基準価格の価格への換算方法、指定でん粉等調整率の算定に係る国内産いもでん粉の推定供給数量の算定方法等を定める。

2 農産物価格安定法施行令及び甘味資源特別措置法施行令の廃止（第2条関係）

一部改正法において、農産物価格安定法（昭和28年法律第225号）及び甘味資源特別措置法（昭和39年法律第41号）が廃止されることに伴い、農産物価格安定法施行令（昭和28年政令第206号）及び甘味資源特別措置法施行令（昭和39年政令第98号）を廃止する。

施行期日

この政令は、一部改正法の施行の日（平成19年4月1日）から施行する。